

【原著】

## 評価項目からとらえる実習の理解度と 達成度に関する考察

中 村 卓 治

Consideration on Degree of Comprehension and Achievement of  
Practical Training from Evaluation Items

Takuji Nakamura

### Ⅰ は じ め に

広島文教女子大学人間福祉学科（以下、本学科）において、筆者は主にソーシャルワーカーの国家資格の一つである精神保健福祉士の養成教育に携わっている。精神保健福祉士コースの履修において行われる現場実習は「精神保健福祉援助実習」と呼ばれ、本学科では4年次に前後期に分け現場を変えながら配属実習が展開される。

本学科の精神保健福祉援助実習は、社会福祉士の現場実習である「相談援助実習」を3年次に履修済みの学生が臨むことのできる、いわゆるソーシャルワーカーの国家資格のダブルライセンス取得を想定したカリキュラムとなる。

実習は学内と学外とで実施され、「事前実習（学内）」「配属実習（学外）」「事後実習（学内）」といった流れで展開される。学生にとっては、やはり配属実習が一番刺激的であり、実体験を通して多くの理解を深める機会となるが、実習体験を整理しこれまでの学習と統合させるには、配属実習後の事後実習が大きな役割を担うことになる。事後実習ではグループワーク等で体験を共有し、各々の気づきを促す作業として「実習報告会」や「実習報告書」の作成等の機会が用意されるが、実のところ履修生たちの実習評価を集約し、年毎の理解度や習熟度にあわせたフォローを行うまでは至っていない。事後実習においては、実習指導教員によるスーパービジョンが適切に展開されなければ、学生は各々が主観的に感じたことや関心事に終始し、精神保健福祉士を目指す者として獲得すべき項目にまで視点が及びにくい。一方実習指導教員は実習の成果を多角的にとらえた上での授業の準備や学生への働きかけが必要であり、その意味において配属実習先からの実習評価票は重要な資料となる。事後実習では、日誌等を活用して学生が自身を振り返る作業と共に、実習指導教員は実習評価票を基に、その履修学年が配属実習で何を学び何が未消化に終わったのか、今後継続的に取り組むべきテーマは何であるかを明らかにし、それを各年度の授業内容に反映させる工夫と努力が必要であると考えられる。

そこで今回は、まず精神保健福祉援助実習の評価票を集計・分析し、そこから見える配属実習の展開状況と学生の実習理解の度合いや傾向を明らかにする。

#### 1) 精神保健福祉士の誕生と求められる役割

精神保健福祉士法は、1997（平成9）年12月に成立した。その後、精神保健福祉領域を取り巻く社会環境の変化に対応すべく、2010（平成22）年に改正を受け、養成にかかる制度も見直

されることとなった。精神保健福祉士の活動の場も誕生当初からみると拡大していった。例えば司法領域では医療観察法の成立に伴い社会復帰調整官が新たに保護観察所に配置されることとなり、教育領域ではスクールソーシャルワーカーが配置されるようになった。また、職場のメンタルヘルス問題をはじめ、産業保健の領域でも活躍がみられるようになった。当法改正では、①医療機関等におけるチームの一員として治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割、②長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割、③精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割、④関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し相談援助を行う役割、の4点が「今後の精神保健福祉士の役割」として整理された。

## 2) 精神保健福祉士養成カリキュラムの見直し

当法改正の内容を踏まえて、精神保健福祉援助実習のカリキュラムの見直しが行われることとなり、実践力の高い精神保健福祉士を養成すべく、①実習時間をこれまでの180時間から210時間に拡大させる、②実習のうち90時間以上は精神科医療機関での実習を必須とする、③精神科医療機関と地域の障害福祉サービス事業所等両方の機関で実習を行う、④実習指導については、学生20人につき1人以上の教員を配置する、⑤実習の充実を図るため、実習の事前・事後指導を行う実習指導教員等に対する基準を設ける、といった内容が盛り込まれた。

## 3) 精神保健福祉援助実習の流れ

精神保健福祉援助実習の実習指導の流れは大きく分けて、「事前実習」「配属実習」「事後実習」の三つに大別される。事前実習指導の一環として実習予定現場への事前訪問を位置づけ、精神保健福祉士が働く施設や機関の役割を理解させ、その上で養成校における教育として事前実習指導が行われる。また、配属実習終了後にはその体験を振り返り、学内にてさらなる理解を深めるため事後実習指導が展開される。

## 4) 広島県精神保健福祉士協会の実習指導への取り組みの変遷

配属実習の評価については、現段階では国から唯一の方向が示されていないため、評価票は各養成校によってその書式が異なり、評価基準も各養成校の方針や実習指導者の考え方に左右されている側面があることは否めない。さらに複数の養成校から実習を受け入れている現場の実習指導者は、各々の養成校が提示する実習評価マニュアルを読み込んだ上で実習指導にあたることになり、その作業負担は大きいものがある。

そこで、精神保健福祉士の職能団体である現：広島県精神保健福祉士協会（以下、当協会）は、精神保健福祉士法が成立し養成教育が開始となる初期の段階より、実習教育に対応すべく「実習対策部会（以下、当部会）」を立ち上げ、様々な取り組みを行ってきた。当部会の構成員は当協会に所属する現場の精神保健福祉士と精神保健福祉士養成校の教員とでなり、養成教育に関する情報収集や実習先の調整・開拓、実習指導者養成のための「実習の手引き」の作成や「実習指導者研修会」の実施、あるいは本活動の検証作業として当協会員を対象としたアンケート・インタビューの実施や学会発表など行ってきた。さらには当協会として実習評価票のモデルを作成・周知させ、県内の各養成校へ採用を働きかけることで、実習受け入れの負担を減らし、実習現場の量的確保と実習指導の質的確保を目指した。その後の精神保健福祉士法の改正では、前述の精神保健福祉士養成の新カリキュラムの特徴を踏まえ、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針（平成23年厚生労働省通知）」に基づき、カリキュラム改正で先行

する社会福祉士の動向を参考にしながら、当協会としてあらたに実習評価票の作成に着手した。現在では県内養成校の半数以上が当協会の実習評価票を活用するに至っている。

5) 広島県精神保健福祉士協会版実習評価票

新カリキュラムに準じた当協会版「精神保健福祉援助実習評価票」(図1)は、厚生労働省の

【精神保健福祉援助実習評価票】		実習生名	記入年月日	記入者名
実施施設名	実習指導者名	実習生名	記入年月日	記入者名
1. 対象との基本的なコミュニケーション				
所見(任意)				
2. 円滑な人間関係の形成				
所見(任意)				
3. 利用者理解				
所見(任意)				
4. 利用者の動向の統計的理解【事前学習で実施】				
所見(任意)				
5. 対象へのアセスメントとニーズ把握				
所見(任意)				
6. 個別支援計画等の策定【選択実施】				
所見(任意)				
7. 利用者との援助関係の形成				
所見(任意)				
8. 利用者と家族の関係				
所見(任意)				
9. 利用者、家族への権利擁護、エンパワメント実践				
所見(任意)				
10. モニタリングと評価方法【選択実施】				
所見(任意)				
11. 他職種、多職員の役割と業務及びチームアプローチ				
所見(任意)				
12. 実習機関・施設の会議の運営方法				
所見(任意)				
13. 関係機関・施設の業務や連携				
所見(任意)				
14. 精神保健福祉士の価値および倫理				
所見(任意)				
15. 就業規則【選択実施】				
所見(任意)				
16. 実習機関・施設の組織構造および意思決定過程【選択実施】				
所見(任意)				
17. 実習機関・施設の法的権限 運営方法【選択実施】				
所見(任意)				
18. 業務に必要なた文書様式記入内容・方法【選択実施】				
所見(任意)				
19. 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等【事前学習で実施】				
所見(任意)				
20. 実習機関・施設のある地域の社会資源				
所見(任意)				
21. 地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法				
所見(任意)				
※評価項目は、「精神保健福祉士養成のガイドライン【広島県精神保健福祉士協会(執行版)】」の「中項目」に該当します。				
※「評価」欄には、A～DもしくはNAを記入してください。「所見」欄への記入は任意です。				
総合評価(いずれか1つを選択)	A・B・C・D			
【総評】				

<評価尺度と基準>

- A : 小項目の課題を達成し、さらにそれを上回る成果を取めた(おおよそ小項目の90%以上を達成した場合)
- B : 小項目の課題を、ほとんど達成した(おおよそ小項目の80%以上を達成した場合)
- C : 小項目の課題を、ある程度達成した(おおよそ小項目の60%以上を達成した場合)
- D : 小項目の課題を、あまり達成できなかった(おおよそ小項目の50%以下の達成の場合)
- NA : 該当しない・体験していない

図1 精神保健福祉現場実習評価票

示す実習の目標と内容を基に、評価項目あるいはその達成のために想定される実習プログラムを明確にし、その上で21の達成項目と総合評価で構成されるものとなった。

当協会版の実習評価票の特徴としては、①ソーシャルワーク実習に必要な獲得項目を明記し、何を実習生に獲得させるべきかの意識づけを行ったこと、②その半面記入箇所が詳細にわたり作業が乱雑になったり実習指導者の負担が増えることを解消するため、各項目の所見に関しては達成できた点や課題などがあった場合にのみ記入することにしたこと、③「評価尺度と基準」を設定し、A～DもしくはNAで表現することとしたこと、④「事前学習で実施」「選択実施」の評価項目を設定し、あるいは評価できない場合はNAと記入してもらうことで実習指導者の心理的な負担を軽減したこと、などがあがる。さらに自己覚知など21項目には表しきれない実習生の個人としての成長や変化、絶対的評価に値する内容は総評に記載してもらうことにした。

## 6) 本学科における精神保健福祉援助実習

本学科では事前実習指導の一環として、毎年一回実習施設連絡会を開催し、実習開始前に実習指導者及び実習生と学科教員とが集まり、実習に関するすり合わせを行う機会をもっている。そのイベントののち社会福祉士と精神保健福祉士の実習に関しては、基本的に6月（前期）と11月（後期）に配属実習を実施している。なお、一か所の実習先で前後期に分けて実習を行う相談援助実習とは異なり、精神保健福祉援助実習は、前後期の実習において医療機関と生活支援施設の両方を体験する。すなわち2か所の実習先を経験することとなる。

## 2 本 論

### 1) 実習評価票の集計・分析の目的

本研究では精神保健福祉援助実習の実習評価票を活用し、実習評価項目の達成状況の集計・分析から、配属実習の習熟状況を明らかにする。その中でも特に「未達成」及び「未消化」なものとして評価された実習項目に焦点を当て、その傾向について考察する。

サンプルは新カリキュラム以降の22名分の精神保健福祉援助実習の実習評価票である。尚、サンプルは数年にわたるものであるが、その間の実習指導教員、授業内容、実習先及び実習指導者に大きな変更はなく、実習生を取り巻く環境的な相違は少ない。また、1人の実習生が前期・後期に実習先を変え配属実習を行うため、実習評価票のサンプル数は44枚となる。

### 2) 実習評価票の分類方法

「未体験の実習評価項目（評価NAのもの）」と、「体験はしたものの達成度は低いと考える項目（評価CあるいはDのもの）」に注目し集計・分析を行う。

具体的な集計項目は以下の通りである。

- ① 成績評価がC・Dの項目の割合
- ② 2ヶ所の実習先で同じ項目にC・Dのいずれかを有している者の割合
- ③ 成績評価がNAの項目の割合
- ④ 2ヶ所の実習先で同じ項目にNAを有している者の割合
- ⑤ 成績評価がC・D・NAのいずれかの項目である割合
- ⑥ 2ヶ所の実習先で同じ項目にC・D・NAのいずれかを有している者の割合

### 3) 実習評価項目

実習評価票の評価項目は次の21項目となる。

- (1) 対象との基本的なコミュニケーション
- (2) 円滑な人間関係の形成
- (3) 利用者理解
- (4) 利用者の動向の統計的理解 【事前学習で実施】
- (5) 対象へのアセスメントとニーズ把握
- (6) 個別支援計画等の策定 【選択実施】
- (7) 利用者との援助関係の形成
- (8) 利用者と家族の関係
- (9) 利用者・家族への権利擁護, エンパワメント実践
- (10) モニタリングと評価方法 【選択実施】
- (11) 他職種・多職員の役割と業務及びチームアプローチ
- (12) 実習機関・施設の会議の運営方法
- (13) 関係機関・施設の業務や連携
- (14) 精神保健福祉士の価値および倫理
- (15) 就業規則 【選択実施】
- (16) 実習機関・施設の組織構造および意思決定過程 【選択実施】
- (17) 実習機関・施設の法的根拠, 運営方法 【選択実施】
- (18) 業務に必要な文書様式記入内容・方法 【選択実施】
- (19) 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等 【事前学習で実施】
- (20) 実習機関・施設のある地域の社会資源
- (21) 地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法

なお、「(4) 利用者の動向の統計的理解」及び「(19) 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等」は配属実習開始前より取り組める項目であり、配属実習は実習先を取り巻く地域性や利用者特性を理解した前提で実施されるものとする。

さらに、「(6) 個別支援計画等の策定」「(15) 就業規則」「(16) 実習機関・施設の組織構造および意思決定過程」「(17) 実習機関・施設の法的根拠, 運営方法」「(18) 業務に必要な文書様式記入内容・方法」については、精神保健福祉士の業務や役割を理解するうえで重要な項目であるが、各々の実習現場で可能な範囲での体験の提供という位置づけとなる。

### 4) 集計結果

#### ① 成績評価がC・Dの項目の割合

表 1  
(n = 44)

評価項目 (No)	評価票枚数 (枚)	割合 (%)
(1)	0	0
(2)	1	2
(3)	5	11
(4)	4	9
(5)	7	16

(6)	4	9
(7)	7	16
(8)	14	32
(9)	7	16
(10)	8	18
(11)	8	18
(12)	12	27
(13)	7	16
(14)	7	16
(15)	4	9
(16)	3	7
(17)	3	7
(18)	10	23
(19)	4	9
(20)	2	5
(21)	2	5

44人分のサンプルにおいて、21の実習項目の内、C（おおむね小項目の60%以上を達成）あるいはD（おおむね小項目の59%以下の達成）であると評価されたものは表1の通りである。割合の高いものとしては「(8) 利用者と家族の関係」「(12) 実習機関・施設の会議の運営方法」「(18) 業務に必要な文書様式記入内容・方法」があがっている。精神科の医療現場は他科に比して、その領域特性上、家族側に対する治療への協力の機会と同時に家族に対する支援の重要度が高い領域であり、その状況を理解する必要性は高い。にもかかわらず約三分の二の実習において「(8) 利用者と家族の関係」の評価が低いことは注視すべき状況である。また、院内では様々な会議が用意され、一方生活支援施設では地域におけるネットワーク会議や支援会議が実施される。場合によってはその会議において精神保健福祉士がコーディネーターや司会を務める局面も少なくないため、「(12) 実習機関・施設の会議の運営方法」は実習において職種理解を深めたい項目である。さらに、各種書類作成においても精神保健福祉士は入職早々にその対応が求められるため、業務に携わることのない立場での難しさはあるが「(18) 業務に必要な文書様式記入内容・方法」は理解を深めるべき項目であろう。

② 2ヶ所の実習先で同じ項目にC・Dのいずれかを有している者の割合

表2 (n=22)

実習生	重複項目個数 (個)	重複項目割合 (%)
A	0	0
B	2	10
C	0	0

評価項目からとらえる実習の理解度と達成度に関する考察

D	0	0
E	0	0
F	2	10
G	0	0
H	0	0
I	0	0
J	0	0
K	0	0
L	0	0
M	1	5
N	0	0
O	0	0
P	0	0
Q	0	0
R	3	14
S	0	0
T	0	0
U	1	5
V	0	0

前後期の両実習共にCあるいはDと評価された項目を、22名の学生がそれぞれいくつ抱えているかを表したものが表2である。該当者は5名（23%）であった。

③ 成績評価がNAの項目の割合

表3 (n=44)

評価項目 (No)	評価票枚数 (枚)	割合 (%)
(1)	1	2
(2)	1	2
(3)	0	0
(4)	23	52
(5)	1	2
(6)	21	48
(7)	1	2
(8)	6	14
(9)	16	36



(10)	29	66
(11)	3	7
(12)	8	18
(13)	4	9
(14)	1	2
(15)	31	70
(16)	21	48
(17)	16	36
(18)	15	34
(19)	28	64
(20)	13	30
(21)	12	27

44人のサンプルにおいて、「実習機関の機能として該当しない、あるいはこの度の実習では体験させていない」とされた項目の割合が表3である。全体の評価項目の約30%にあたる6項目がおおよそ半数近くの実習で未実施となっている。

項目の対象としては「(15) 就業規則【選択実施】」「(10) モニタリングと評価方法【選択実施】」「(19) 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等【事前学習で実施】」「(4) 利用者の動向の統計的理解【事前学習で実施】」「(6) 個別支援計画等の策定【選択実施】」「(16) 実習機関・施設の組織構造および意思決定過程【選択実施】」の6つであるが、その内4つが選択実施であるため必ずしも実習で体験させなければならないものではない。しかし機関としては必ず日々の業務で実施している類の項目であるため実習で未実施となる理由の検証が必要である。また、「事前学習で実施」とされる「(4) 利用者の動向の統計的理解」「(19) 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等」は、学内における事前実習で取り組みはするものの、その内容の検証や深い洞察に達する学習までには限界があるため、実習生の用意した素材をもとに配属実習先での理解度の確認と指導をお願いしたいところである。この両項目はその実習機関を取り巻く地域性や社会資源を理解したうえで実施する個別支援計画の立案につながるものであり、事前学習から実習中の指導にバトンタッチされ、実習生に深い理解を促す必要のある項目であると認識している。

④ 2ヶ所の実習先で同じ項目にNAを有している者の割合

表4 (n=22)

実習生	重複項目個数 (個)	重複項目割合 (%)
A	0	0
B	0	0
C	1	5
D	0	0



評価項目からとらえる実習の理解度と達成度に関する考察

E	3	14
F	5	24
G	0	0
H	2	10
I	4	19
J	0	0
K	0	0
L	4	19
M	6	29
N	2	10
O	2	10
P	0	0
Q	3	14
R	4	19
S	5	24
T	4	19
U	4	19
V	0	0

前後期の両実習共に未体験の項目を学生がそれぞれいくつ抱えているかを表したものが表4である。22名中14名（64％）の者がまったく未体験の項目を残したまま精神保健福祉援助実習を終了することとなっている。その一方で8名の実習生はいずれかの実習において21項目全てを体験していることから、評価項目が全くもって実施困難な内容というわけではないことがうかがえる。この体験の差の検証が必要となる。

⑤ 成績評価がC・D・NAのいずれかの項目である割合

表5 (n=44)

評価項目 (No)	評価票枚数 (枚)	割合 (%)
(1)	1	2
(2)	2	5
(3)	5	11
(4)	27	61
(5)	8	18
(6)	25	57
(7)	8	18
(8)	20	45
(9)	23	52

(10)	37	84
(11)	11	25
(12)	19	43
(13)	10	23
(14)	8	18
(15)	35	80
(16)	24	55
(17)	19	43
(18)	25	57
(19)	32	73
(20)	14	32
(21)	14	32

44人分のサンプルにおいて成績評価がC・D・NAのいずれかである、いわゆる何らかの形で未消化に近い形となった項目である。「(10) モニタリングと評価方法」の84%を筆頭に、8項目で半数以上を占める結果となった。さらに4割以上のものを対象に含めると全21項目中11項目が対象となるため、評価項目の半数以上で、実習上に課題を残す実習であったことが判明した。

⑥ 2ヶ所の実習先で同じ項目にC・D・NAのいずれかを有している者の割合

表6 (n=22)

実習生	重複項目個数 (個)	重複項目割合 (%)
A	2	10
B	3	14
C	2	10
D	5	24
E	3	14
F	8	38
G	6	29
H	2	10
I	5	24
J	0	0
K	0	0
L	4	19
M	8	38
N	2	10

### 評価項目からとらえる実習の理解度と達成度に関する考察

O	3	14
P	2	10
Q	3	14
R	10	48
S	6	29
T	4	19
U	8	38
V	6	29

前後期の実習共に成績評価がC・D・NAのいずれかであるとされた項目を学生がそれぞれいくつ抱えているかを表したものが表6である。いわゆる未消化に近いまま実習を終えた項目の数である。二回実習を行いながら、それでも約半数の項目を未消化にしている者がいることには驚きである。いずれかの実習で評価項目すべてを理解することができた者はたったの2名、全体の9%でしかなかった。

## 3 ま と め

### 1) 想定される配属実習の実情

今回は、客観的データの活用として実習評価票の項目の集計・分析に取り組んだ。これまで取り組んでいなかった作業により、精神保健福祉士の新養成カリキュラムにおける実習状況が明らかとなった。実習評価項目に照らした総論的な結果としては、まず実習プログラムに関しては事前実習との連動性はあまり感じられず、必要最小限の実習展開に終始しており、実習内容に偏りが感じられる印象を受けるものであった。また、学生の側も習熟度に課題を抱えており未消化のまま履修を終えている者も少なくないことが判明した。

しかし、実習評価票の数値結果のみで実習先や実習生の姿勢を断定するべきではない。評価の数値が同じであっても、その内情が異なる場合が想定される。例えばNAがつけられた理由には、①実習時期のタイミング、②実習指導者の力量不足、③実習生の力量不足 等様々な事情が想定できる。①実習時期のタイミングとは、実習機関としては評価項目に該当する取り組みや機能を有しているものの、実習期間中にそのイベントや機能を体験させる機会がないというものである。例えば実習生に家族支援の理解を促す機能として病院家族会や家族教室（勉強会）などへの参加が想定されるが、そうしたイベントが実習期間中に予定されていない場合などである。

②実習生の力量不足については、すべての問題のベース要因である可能性は大きいですが、これも単純なものではない。まず学生には、配属実習を開始するまでに学内における実習準備や専門性を蓄える授業に真摯に取り組んできたかが問われるであろう。その一方でこうした作業には問題はないものの社会生活上の対人関係を苦手とする学生が、実習場面で息づまりを見せることがある。人の役に立ちたい、利用者の生活を支えたいという思いと、学生の対人関係スキルがミスマッチな状態のまま実習現場でその問題を突き付けられるパターンである。そこまでではないにしろ、実習現場での利用者理解や援助関係形成、あるいは適切なアセスメントやニーズ把握などといった、専門性を要するかかわりが苦手な者たちは多い。こうした観点でとらえ

ると、評価がNAとなることは実習機関の特性上だけが理由ではなく、実習生の素養にも関係するのではなからうか。スポンジが水を吸うようにぐんぐん体験を吸収する実習生や、専門的理解も高く実習指導者の指導にも強い関心を示す実習生などには、実習指導者としてできるだけ質の高い経験を提供したいと考えるものである。すなわち実習指導者は、実習生の意欲や力量をかかわりを通して見極めながら、実習プログラムやその指導の程度を調整しているのではなからうか。同じ実習機関でも学生によって同じ項目がNAであるものとそうでないものが存在していることがその証と考えることもできる。

最後に③実習指導者の力量不足についてである。実習プログラムの素材の提供やスーパービジョンの力量はやはり実践キャリアによるところが多い。換言すると日々の現場実践の質が実習指導にも反映されるということである。実習指導者自身が日々活動するフィールドが広がれば、おのずと実習生の活動の舞台も広がる。実習指導者と利用者やスタッフとの関係が良好であれば実習生の同行や同席が可能な場面が増えるし、実習指導者が立ち会わなくとも代わりに他のスタッフが実習指導を担ってくれる。このように所属機関や地域において実習指導者の周囲との関係の深さや活動領域が、実習のプログラミングに影響を及ぼすのである。だからといって、一方的に現場にその責任を帰するものではない。ケースワーク同様に実習指導も指導経験を重ねる中でその内容も深まりを見せていく。その成長やプロセスを支える役割が養成校には求められる。我々は学生への指導のみならず、実習指導に現場の精神保健福祉士がやりがいを感じてもらえるような実習支援やプログラミング開発への協力が必要なのである。

以上のように、実習体験をしていないという結果は同じであっても、その体験が提供されなかった事情が異なり、その事情によってはその後の事後実習の指導内容のみならず個々の学生へのアプローチの検討も要するわけである。そのくらい事後実習の果たす役割と、授業展開に必要なアセスメント作業は重要なものとなることがわかる。

## 2) 配属実習の課題からとらえる養成校の役割

精神保健福祉援助実習における事後実習の作業は、学生各々が自らの実習体験を紐解き、さらなる理解を深化させることが求められる。そのために事後実習では、学生同士が実習体験をもとに意見交換を行い、実習報告会で各々の体験を共有し、実習報告集にまとめる機会が用意される。しかし、これだけ多くの未体験項目や理解未消化項目を抱える中で、現状のような学生たちの主体性やグループ力動に任せるだけの作業でよいかは疑問が残るところである。本コースでの実習が修了すれば精神保健福祉士国家資格の受験資格が与えられる。さらにマークシートの筆記試験に合格すれば国家資格を手に入れることができる。そしてその者が精神保健福祉士としての道を選べば現場実践が始まるのである。しかし、現場実践は国家試験では試されていない高い専門性と応用力が求められ、さらには即戦力が問われることになる。利用者の生活支援は待つてはくれない。配属実習で体験した内容もまちまち、よって求められる評価項目の理解の度合いもまちまちな現状に養成校として危機感を覚えなければならない。そして実習を終えた学生に対し、実習指導教員が残された課題へのフォローもなく現状を見過ごすことは、彼らが将来行う相談援助業務の質の低下やその後の離職にもつながることを自覚するべきである。それくらい利用者の抱える生活課題は複雑多岐にわたり、そうした問題にあたる精神保健福祉士の活動現場にはより高度の専門性が求められるようになっていく。さらに地域においては、共生社会の実現を目指すための地域包括ケアや包括相談といった新たな次元の生活支援の取り組みが始まっている。ソーシャルワーカーを養成する者としてこうした社会的要請に応えるためにも、人材養成を現場側と連携を深めながら実施していかなければならない。その連携

の足がかりのひとつが、実習教育であることに本研究を通して改めて気づかされた次第である。

配属実習の成果が記された実習評価票というバトンを実習先から受け取り、それをもとに学内での事後実習指導で取り組み課題を明らかにし、できる限りのフォローを行うことこそが、社会に貢献する我々の役割であることを信じて、今後も個別かつ丁寧な実習指導の展開を模索していきたい。

#### 参 考 文 献

- 1) 厚生労働省社会・援護局「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」平成27年3月31日
- 2) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価票」平成25年11月20日
- 3) 厚生労働省社会・援護局「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」平成22年3月29日
- 4) 日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士養成校協会編「教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習」2013年2月20日 中央法規出版株式会社
- 5) 新版精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編「新版精神保健福祉士養成セミナー第8巻 精神保健福祉援助実習指導・現場実習」2012年4月12日 株式会社へるす出版
- 6) 県立広島大学保健福祉部人間福祉学科編「精神保健福祉援助実習の手引き」2016年 県立広島大学保健福祉部人間福祉学科
- 7) 日本精神保健福祉士養成校協会編「新・精神保健福祉士養成講座9 精神保健福祉援助実習指導・実習第2版」2015年2月1日 中央法規出版株式会社
- 8) 長崎和則編「精神保健福祉士の仕事 新装版」朱鷺書房 2012年08月
- 9) 柴原直樹・井澤嘉之・直嶋美恵子「精神保健福祉援助実習における実習評価と自我状態との関連性」2016年 神戸医療福祉大学紀要 Vol. 17(1), pp. 37-43
- 10) 井澤嘉之・柴原直樹・山田州宏「精神保健福祉援助実習における実習指導員による実習評価と実習生の自己評価との差」2015年 神戸医療福祉大学紀要 Vol. 16(1), pp. 1-9
- 11) 柴原直樹・井澤嘉之・山田州宏「精神保健福祉援助実習における実習評価と顕在性不安との関連」2015年 神戸医療福祉大学紀要 Vol. 16(1), pp. 31-36
- 12) 片山友子・大山博幸「相談援助実習における実習内容と達成度自己評価との関連～日本社会福祉士養成校協会実習評価票を用いて～」2016年3月 十文字学園女子大学紀要 Vol. 46, pp. 43-52
- 13) 大山博幸・片山友子「社会福祉士養成校協会相談援助実習評価票による実習生の自己評価の試み」2016年3月 十文字学園女子大学紀要 Vol. 46, pp. 139-148
- 14) 橋本有理子・柿木志津江・小口将典・得津慎子・中島 裕・種村理太郎「相談援助実習評価の現状にみる効果的な実習教育に向けた課題：実習生と実習指導者との評価の相違点を中心に」2018年1月 総合福祉科学研究 Vol. 9, pp. 39-52

—平成31年1月25日 受理—